委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	目黒区	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/my- number/system/mynumber_dokuziriyou.html	

執行機関名 目黒区長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月目黒区条例 第41号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		目黒区個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第27号)別表 第3の項 目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月目黒区条例 第41号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第一条	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭その他の家庭</u> に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの家庭の保健の向上に寄与するとともに、その <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月目黒区条例 第41号) 目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月目 黒区規則第89号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条		
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等医療費助成制度の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 口	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第8条		
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事		
③提供を求める特定個人情 報	手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。)	対象児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条		
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事		
	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳 の交付及びその障害の程度に関する情報	対象児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及 びその障害の程度に関する情報		
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第5号 及び第6号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)、当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じく する扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義 務者)に係る道府県民税に関する情報		
特定個人情報4				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第4号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報		

特定個人情報5				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ワ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条		
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報		
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条第1項		
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項の変更(制度対象児童の増減)の届出にかかる <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 口	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第8条		
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事		
③提供を求める特定個人情 報	手当改定児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報	手当改定児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ハ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条		
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事		
	手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報		
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 二	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第4号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報		

特定個人情報4				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ヲ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条		
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報		
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条第1項		
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての <u>審査に</u> 関する事務	ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項の変更(受給者、受給者の配偶者又は受給者と生計を同じくする扶養義務者の所得の変更)の届出にかかる <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第5号 及び第6号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る道府県民税に関する情報		
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条第2項		
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての <u>審査</u> に関する事務	ひとり親家庭等医療費助成制度の現況の届出にかかる <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ロ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第8条		
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事		
③提供を求める特定個人情 報	現況届出児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項 又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報	現況届出児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報		

特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ハ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条		
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事		
	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報		
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 二	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第19条第2項		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る道府県民税に関する情報		
特定個人情報4				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ホ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項第4号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報		
特定個人情報5				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ワ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条		
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事		
③提供を求める特定個人情 報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報		
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 7 号	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条第1項		
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項の変更(対象児童の障害を理由とした 20歳までの対象年齢延長)の届出にかかる <u>審査に関する事務</u>		

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 7 号 イ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
#定個人情報2		
特定個人情報2		
特定個人情報2 ①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 7 号 ロ	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条
	番号法別表第二主務省令 31 条 項 7 号 ロ 厚生労働大臣又は都道府県知事	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第2条 厚生労働大臣又は都道府県知事

備	考	
νm	12	